

最上川(中流) ごみマップ

不法投棄をやめよう!

河川にゴミを捨てることは違法です

罰則

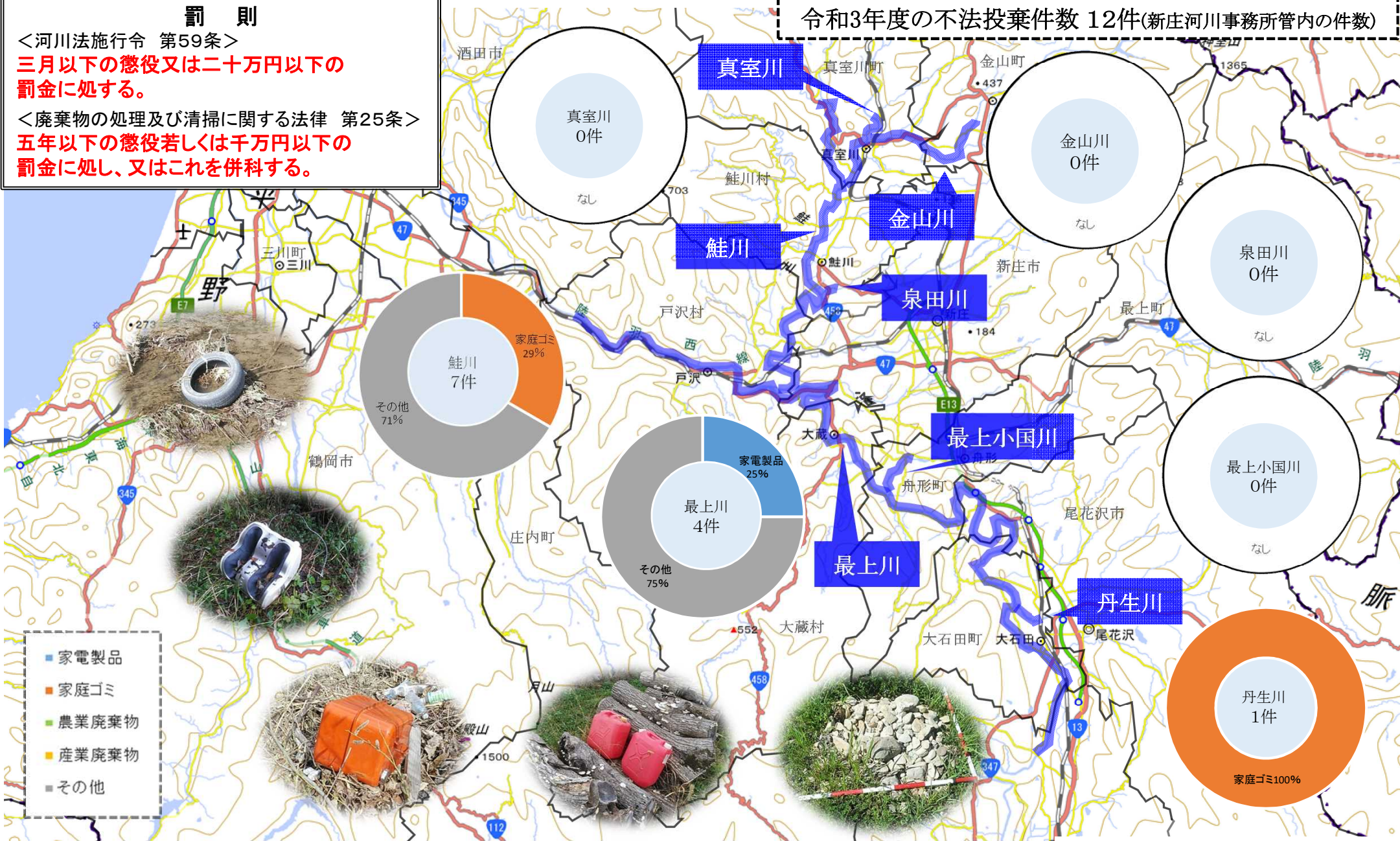
<河川法施行令 第59条>

三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

<廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条>

五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

令和3年度の不法投棄件数 12件(新庄河川事務所管内の件数)



出典: 地理院地図に不法投棄件数等を追記